

名古屋圏における地方公共団体等の取組状況

三重県の取組状況

三重県の地震防災対策について

平成13年の中央防災会議における東海地震の想定震源域見直しの結果、三重県内の18市町村が新たに地震防災対策強化地域に指定され、また、平成14年7月26日には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が公布されました。

こうした状況の下、三重県では県民の安全を最重要課題として、地震対策の基本理念と目標を定めたアクションプログラムを策定し、平成14年度から18年度までの5カ年で地震対策を重点的に実施していくことといたしました。

この三重地震対策アクションプログラムの目標は、①地震対策の推進基盤づくり、②防災力向上のための人づくり・まちづくり、③災害時に迅速に対応できる体制づくり、④安定した復旧復興に向けた体制づくりの4つであり、それぞれの目標に対応する12の施策と50のアクションを体系的に明示し、ソフト対策等すぐに着手可能な施策については緊急に実施していくこととしています。

また、アクションプログラムの特徴は、県民一人ひとりが自分の安全を守る「自助」、地域で連携し地域の安全を守る「共助」、そして、地震災害に強い県土みえを実現するために実施する活動により行政が県民を守る「公助」の考え方を取入れたことにあります。

本年度に実施する主な事業の概要は、次のとおりです。

1 緊急地震対策

東海、東南海、南海地震の対策として策定した「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、早急に実施すべき耐震化対策や津波対策に重点を置いた緊急地震対策として、避難所耐震化診断促進事業、避難誘導標識設置促進事業、被害想定調査、津波避難計画策定、防災教育などを実施します。

特に津波対策として、現在、最大の津波を想定したシュミレーションを実施しており、その結果に基づき、津波浸水予測図の作成、市町村によるハザードマップの作成に取り組んでいきたいと考えています。

2 新たな防災体制の推進

地震防災力の向上を目指し、産学官民が連携した新たな防災事業の仕組みづくりとして「防災事業推進検討委員会」を設立し、防災コーディネーター養成のための研修制度、大規模集客施設・観光地の避難対策、高齢者など災害時要援護者の避難対策等の検討を行います。

3 防災情報提供システムの構築

自然災害の被害を最小限に止めるため、被害情報等を迅速・的確に把握し、県の災害対策活動を円滑に進めるとともに県民に情報を確実に提供するため、インターネット（ホームページ）、携帯電話用サイト、電子メール、電話等を使った、防災情報提供プラットフォームの整備を行います。

また、県民の防災対応力底上げプログラムとして、県民の防災に関する知識の習得、災害に対する備えの充実等を進め、防災対応力の向上を図るため、インターネットを使って防災学習や自分の家の安全診断、地域の危険度診断等ができる県民参加型の普及啓発活動を展開して行きます。

4 自主防災組織の育成強化

災害時における被害の防止、または軽減のためには、住民自らの初動期対応が重要であることから、地域の自主防災組織の重要性を積極的に啓発するとともに、自主防災組織の研修や資機材購入、組織の結成や活性化に対し補助事業を実施し、組織の結成促進と既設組織の活性化を図ります。

三重地震対策アクションプログラム施策の体系

355の事業



4つの目標

地震対策の
推進基盤づくり

12の施策の柱

地震対策推進の
役割規定

調査研究の推進

防災意識・
知識等の普及

津波対策の推進

耐震化・
まちづくりの推進

ボランティア支援

地域内資源の動員

防災実践力の養成

災害時要援護者
への支援

防災体制の強化

災害応急対策の推進

被災者の生活安定の
推進

50のアクション

1. 地震対策推進体制の整備
2. 自助・共助・公助の役割分担の明確化
3. 防災計画の目標の明確化

4. 地震調査研究の推進

5. 県民防災意識の普及啓発の促進
6. 防災教育の効果的実施
7. 県民自らによる防災行動（まちの危険認識や計画策定）の推進

8. 効果的な津波被害予防対策の促進
9. 津波避難対策の促進

10. 個人住宅の耐震化の促進
11. 県・市町村有施設等の耐震化の促進
12. 医療機関の耐震化の促進
13. 学校・社会福祉施設の耐震化の促進
14. 公共土木施設の耐震化の促進
15. 地震災害に強いまちづくりの推進

16. ボランティア活動の充実強化

17. 自主防災組織の活性促進
18. 企業防災の促進・民間活力の活用
19. 危険物等対策の促進

20. 防災に関する人材育成
21. 行政対応力の向上
22. 実践的な防災訓練の実施

23. 災害時要援護者の避難対策の促進
24. 災害時要援護者への情報提供の促進

25. 初動体制の充実強化
26. 災害時の情報通信手段の確保
27. 情報の迅速な収集・連絡体制の充実強化
28. 災害対策本部運営体制の充実強化

29. 地域全体による救助活動体制の充実強化
30. 医療救護体制の充実強化
31. 消防活動の促進
32. 避難対策の促進
33. 避難所運営体制の整備
34. 帰宅困難者対策の促進
35. 広域的な防災拠点機能の整備
36. 広域応援体制の充実強化
37. 公共土木施設の応急復旧対策の促進
38. 緊急交通路の確保等、交通対策の促進
39. 緊急輸送対策の促進
40. 飲料水・生活水の確保対策の促進
41. ライフライン対策の促進
42. 県民等への広報活動の促進
43. し尿・ごみ・がれき対策の促進
44. 応急危険度判定等の体制整備
45. 応急住宅の確保対策の促進
46. 教育再開体制の整備

災害時に迅速に
対応できる
体制づくり

安定した
復旧復興に向けた体
制づくり

47. 被災者の健康・こころのケア対策の促進
48. 生活相談の充実強化
49. 被災者支援・生活支援対策の推進
50. 震災復興体制の整備

三重県広域防災拠点整備の現状

(三重県)

■広域防災拠点整備の現状

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、被災市町村の防災力で対応できないような大規模災害が発生した場合には、災害対策活動を円滑に進めるための拠点施設が必要であることから、広域防災拠点施設のあり方を明らかにすることを目的に、平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、広域防災拠点を整備すべきであるとした県内5地域（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）を選定した。

また、平成9年度には基本構想に基づき、県内5地域のうち以下の理由から、北勢地域南部～中勢地域北部の中勢拠点を、他のエリアを後方から支援する上で利用度が高く、防災拠点ネットワークの中核に位置するエリアであり、優先的に整備する必要があるエリアであると位置づけ、整備のための実施計画を策定した。

- ① 活断層が数多く存在し、県人口の40%以上を擁する北勢地域に大規模災害が発生した場合、大きな被害が予想される。
- ② 北勢地域、伊勢・志摩地域、伊賀地域の間際に位置し、これらの地域とは道路、鉄道交通網が多重整備されている。

また、同エリア内で、災害時に機能の転用が容易にできる県消防学校が既に整備されていたことから、同学校を中勢拠点の整備場所として選定した。

【中勢拠点整備概要】

- ・ヘリポート（離発着場×1、駐機場×3）4,260 m²の整備
- ・備蓄倉庫（鉄骨平屋建、1,400 m²）の整備
- ・相互防災通信装置の整備
- ・自家発電機設備の整備
- ・防災備蓄資機材の整備開始
（発電機、投光機、簡易トイレ、浄水器、担架、防水シート、毛布を
H12～H16の5カ年で整備）

■広域防災拠点整備に関する課題及び今後の計画・構想

広域防災拠点を整備すべきであるとした県内5地域（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）のうち、中勢拠点施設については整備が完了し、次に優先的に整備すべき地域である東紀州地域は、他の地域と比較して交通ネットワークが充足しておらず、災害時に孤立化する可能性が高く、負傷者の遠隔地搬送の必要性が高い地域であるため、早期整備に向けて、本年度に東紀州防災拠点施設基本構想を策定する予定である。

広域防災拠点の配置案

